

補助金交付決定前着手の有無	☐ 無 ☒ 有（着工予定日 令和〇年〇月〇日）
交付決定前に着手する理由	例）夏を迎える前にエアコンを設置したいため
条件	（１） 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天災その他の事由によって、実施した工事等に損失が生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。 （２） 補助金が審査結果又は抽選により不交付となった場合、異議がないこと。 （３） 着手から補助金交付の決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。 ※交付決定前着手を希望する場合は、条件を了承していただき自署してください。
上記条件を了承し補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。	申請者署名（自署） 〇〇 〇〇

	申請した対象住宅が借家（集合住宅は含まない。）の場合	※借家の場合のみ記入。
条 件	(1) 補助金交付決定を受けた後、申請者が引き続き現に居住する借家に3年以上住み続ける予定であること。 (2) 補助対象工事の実施について、申請者及び貸主において協議済みであり異議がないこと。 (3) 補助金の交付決定後、補助対象工事の完了により申請者が補助金を受領することについて申請者及び貸主において協議済みであり異議がないこと。 (4) 補助対象工事の実施に伴い、天災その他の事由によって、申請者及び貸主に損失が生じた場合、これらの損失は申請者及び貸主において協議し負担すること。 (5) 退去等に伴い借家契約を解消することとなった場合、工事の種類によっては、施工した構築物等が除去または取り外し等ができないことにより、構築物等が貸主に帰属することとなっても異議がないことを申請者及び貸主において協議済みであること。 (6) 退去等に伴い借家契約を解消することとなった場合、エアコン等の取り外しが可能な設備等について、申請者の所有物として取り外すことについて申請者及び貸主において協議済みであること。 (7) 申請した補助対象工事費に関する費用については、申請者本人の自己資金または自己調達資金であり、貸主からの資金は含まれないこと。 (8) 偽りその他不正の手段により補助金の決定を受けたとき、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことに異議がないこと。また既に交付されているときは補助金の全部または一部を返還しなければならない。	
	※借家の場合は、上記の条件を申請者及び貸主の双方が了承したうえで、自署してください。 申請者署名（自署） 	
	上記条件を了承します。 貸主署名（自署） 	

受付印	受付時間	受付者 [㊞]	備 考
	時 分		

町税の未納 有 ・ 無 調査職員氏名 (印)

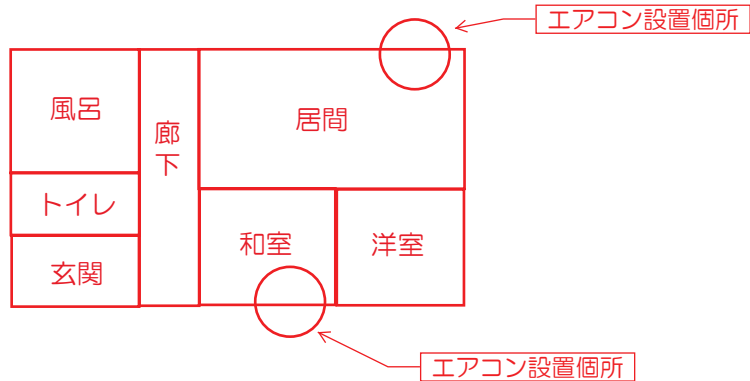
審查結果	適 ・ 不適	調査職員氏名	(印)
------	--------	--------	-----

不適の場合その理由（ ）

※各種図面等については、このページを活用しても結構ですし、別紙での提出も可能です。

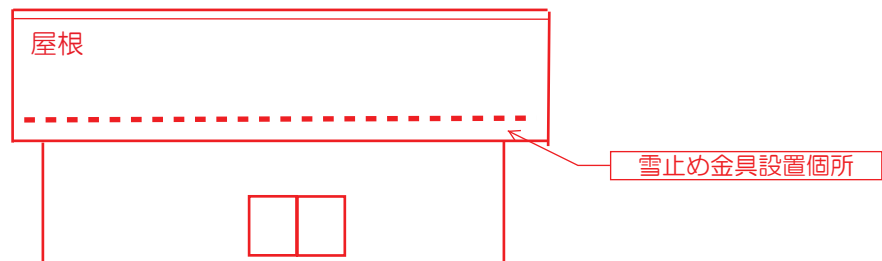
例①

○エアコンを2台設置する場合



例②

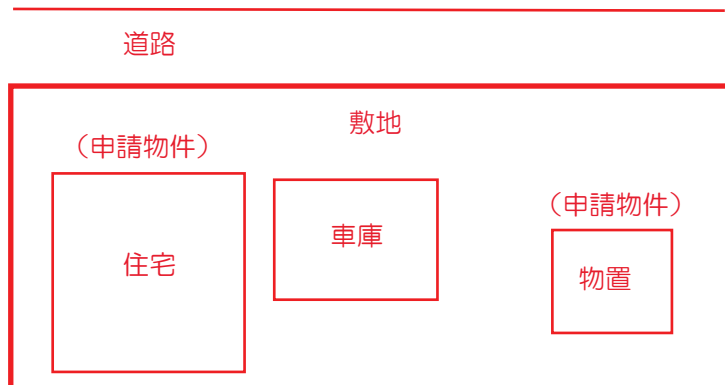
○雪止め金具を1箇所設置する場合



例③

○附属建物を補助対象としている場合の、敷地内建物の配置見取り図

※附属建物を補助対象としている場合は、住宅と同一敷地内であることが分かる、敷地内建物の配置見取り図を記載してください。



阿賀町住宅リフォーム事業補助金 振込先口座記入欄

阿賀町住宅リフォーム事業補助金について、今後、交付決定を受けた場合、補助金の振込先としたい申請者名義の口座情報を記入してください。

※ 申請者と口座名義人は同一人をお願いします。

申請者名 ○○ ○○

振込先 金融機関	☐ ☐		☒ 銀行・労働金庫 ☐ 農協・信用組合 ☐ 信用金庫		☐ ☐		☒ 本店 ☒ 支店 ☐ 出張所	
口座種別	☒ 1. 普通 2. 当座							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	○○○ ○○○							
口座名義人	○ ○ ○ ○							

◎この度の申請で阿賀町にご提供いただいた口座情報については、申請者が交付決定を受けた場合（抽選により当選し交付決定を受けた場合を含む。）のみ、阿賀町住宅リフォーム事業補助金の交付業務に使用いたします。